

財政福祉委員会

説明資料(2)

障害のある人もない人も共に生きるための障害者
差別解消推進条例（仮称）の検討状況について

平成30年7月27日
健 康 福祉 局

目 次

1 障害者差別解消の推進にかかる取り組み	1
2 条例の検討経過	2
3 障害のある人もない人も共に生きるための障害者 差別解消推進条例（仮称）の骨子（案）	4
4 今後の予定	10

1 障害者差別解消の推進にかかる取り組み

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領の策定

- 障害者差別解消法に基づき、市職員が、法の趣旨を理解し、障害のある方に対して、適切に対応するための基本的事項を定めるもので、国の基本方針に即し、服務規律の一環として策定

<適用>

平成28年4月

(2) 障害者差別相談センターの運営

- 障害者差別解消法に基づき、障害者本人やその家族、事業者等から障害者差別に関する相談を受け、関係機関と連携しながら、相談事業にかかわる関係者間の調整等を行い、事案の解決を図る専門機関

<開設>

平成28年8月

<受託法人>

社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会

<主な事業内容>

- ・ 障害者差別に関する相談、調査及び調整等
- ・ 障害者差別に関する相談に従事する人材の育成
- ・ 障害者差別解消の推進を目的とする広報啓発事業 等

(3) その他

- 障害者差別解消支援会議の開催
- 障害者差別解消庁内推進会議の開催
- 障害者差別解消法名古屋市職員ハンドブックの作成
- 職員向け研修の実施 等

2 条例の検討経過

(1) 検討開始の経緯

- 障害者施策推進協議会
 - ・平成29年1月
障害者差別解消に関する条例の必要性について検討
 - ・平成29年3月
「障害者差別解消に関する条例検討のための部会設置について」意見書提出

(2) 検討体制

- 障害者施策推進協議会の下に、障害当事者や地域の関係機関も委員として参加する部会(障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例検討部会)を設けて検討
- <構成員（計27名）>
- ・学識経験者
 - ・障害当事者
 - ・障害福祉事業従事者
 - ・名古屋市医師会
 - ・名古屋市歯科医師会
 - ・名古屋市薬剤師会
 - ・名古屋商工会議所
 - ・名古屋市区政協力委員議長協議会
 - ・名古屋市民生委員児童委員連盟
 - ・名古屋市小中学校長会
 - ・障害者差別相談センター
 - ・障害者基幹相談支援センター

(3) 検討経過

ア 平成29年度

区分	時期	内容
障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例検討部会	平成29年 5月～11月 (5回開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例検討開始の経緯 ・障害者差別解消法と条例の関係 ・条例検討にかかるスケジュール ・条例の骨子案
障害者施策推進協議会	平成29年 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の骨子案

イ 平成30年度

区分	時期	内容
障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例検討部会	平成30年 4月～5月 (2回開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の名称 ・条例の素案
障害者施策推進協議会	平成30年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の素案

3 障害のある人もない人も共に生きるために障害者差別解消推進条例 (仮称) の骨子 (案)

(1) 目的

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本理念や、市・事業者・市民の責務、基本事項を定め、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現する。

(2) 定義

区分	内容
障害者	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。）等を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
社会的障壁	障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
不当な差別的取扱い	正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取り扱いをすることをいう。
合理的配慮	障害の有無にかかわらず誰もが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者（障害者がその意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、その家族等）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。
障害を理由とする差別	不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮をしないことをいう。

(3) 基本理念

- 障害の有無にかかわらず誰もが等しく基本的人権を生まれながらに有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されることを前提として、次のように定める。
 - ・ あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
 - ・ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会で他の人々とともに暮らすことを妨げられないこと。
 - ・ 意思疎通や情報の取得等の手段を選択する機会が確保されるとともに、意思決定が困難な障害者への支援が確保されること。
 - ・ 性別や年齢等の要因により特に困難な状況にある場合の適切な配慮がなされること。
 - ・ 障害を理由とする差別の解消に当たっては、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。
 - ・ 災害時において、障害特性に応じた適切な配慮がなされること。
 - ・ 子どもの頃から障害に関する知識や理解を深め、障害の有無にかかわらず共に助け合い学び合う心をはぐくむこと。

(4) 責務

区分	内容
市	<ul style="list-style-type: none">○ 障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。○ 障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとする。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講じるよう努めるものとする。○ 市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するものとする。
市民	<ul style="list-style-type: none">○ 障害及び障害者に関する理解を深め、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めるものとする。○ 市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するものとする。

(5) 事前の改善措置

- 市及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

(6) 差別の禁止

- 「不当な差別的取扱い」の禁止及び「合理的配慮」の提供

区分	市	事業者
不当な差別的取扱いの禁止	義務	義務
合理的配慮の提供	義務	努力義務

- 「不当な差別的取扱い」の禁止について、9つの場面を例示列挙

①福祉サービス、②医療、③教育、④労働・雇用、⑤商品販売・サービス提供、
⑥不動産取引、⑦建物、施設及び公共交通機関、⑧スポーツ・文化芸術活動等、
⑨情報提供・意思表示の受領

- 障害を理由とする差別に該当しない「正当な理由」や「過重な負担」があると判断する場合には、障害者にその内容を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

(7) 相談及び紛争解決の仕組み

ア 相談体制

- 障害を理由とする差別の相談に関して相談することのできる窓口として、障害者差別相談センター及び地域の相談窓口（区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター）を設置する。

<相談を受けた場合の対応>

- ・説明又は助言
- ・相談にかかる当事者間の調整（調査を含む）
- ・関係行政機関に対する通報その他通知

※当事者間の調整は障害者差別相談センターが行う。

イ 紛争解決の仕組み

- 障害者差別相談センターによる調整によってもなお問題が解決しない場合の対応について定める。

<対象となる事案>

- ・不当な差別的取扱い
- ・合理的配慮の提供

<紛争解決のための措置>

- ・助言
- ・あっせん
- ・勧告
- ・公表

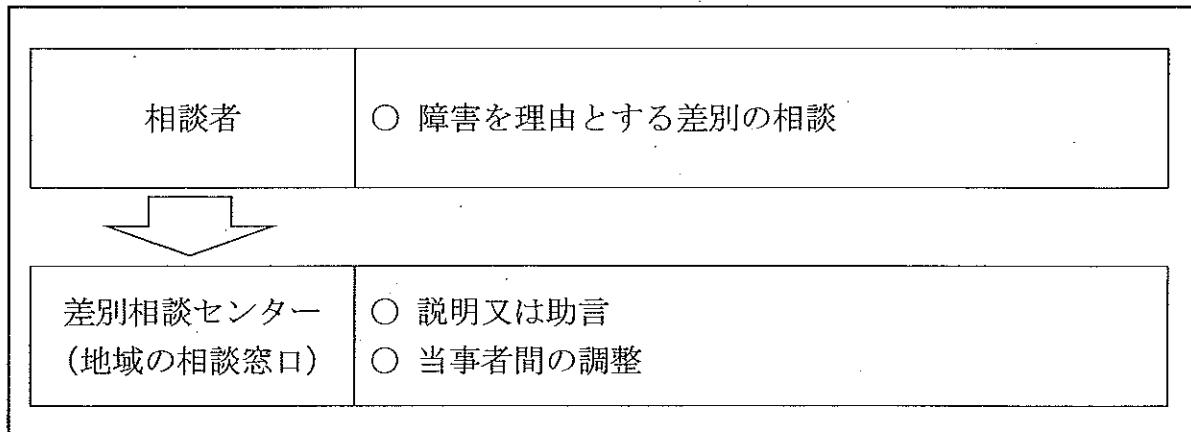
- 障害を理由とする差別の相談を解決するため、市長の附属機関として調整委員会を設置する。

<構成員>

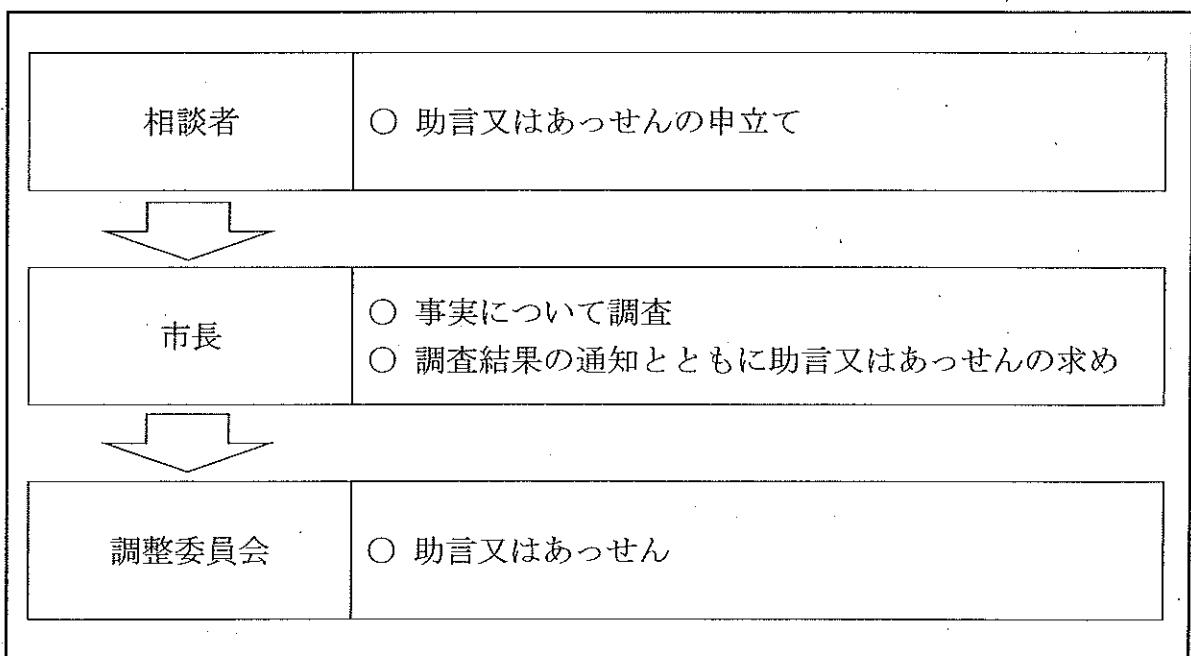
- ・学識経験者
- ・障害者又はその家族
- ・事業者の代表者 等

ウ 相談及び紛争解決の基本的な流れ

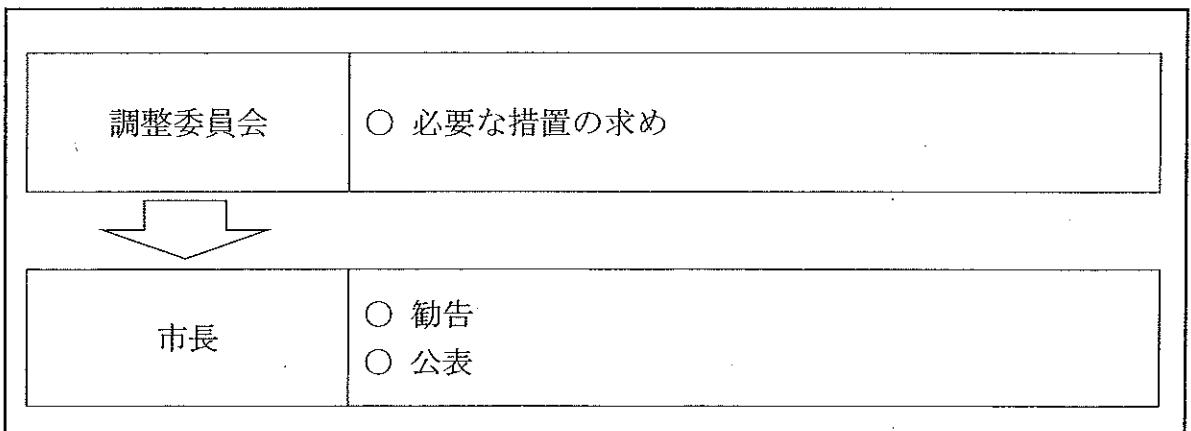
① 相談



② 助言又はあっせん



③ 勧告等



(8) 障害を理由とする差別の解消を推進する取り組み

区分	内容
普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害や障害者に対する理解と関心を深めるための啓発とともに、相互理解を深めるための機会や情報の提供を行う。 ○ 障害のある子どもが、可能な限り障害のない子どもと共に学び、必要な教育を受けることができるよう、関係機関と連携し、必要な支援を行う。
情報及び 意思疎通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手話が言語であるとの認識に基づき、普及のための必要な施策を講じる。 ○ 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進を行う。 ○ 災害発生時その他緊急時に、障害者の安全を確保するために必要な支援を行うとともに、意思疎通を図ることが困難な障害者に対し、その障害の特性に応じた情報提供を行う。
地域における 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における障害を理由とする差別の解消の推進にかかる取り組みをすすめるために、障害者差別解消支援会議を設置する。

(9) 附則

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 条例の施行後3年を経過した場合において、条例の施行状況や社会情勢を踏まえたうえで検討を行い、必要があると認めるときは、所要の見直しを行う。 |
|---|

4 今後の予定

平成30年8月	市民意見の募集（パブリックコメント）
平成30年11月	条例案の上程
平成31年1月～3月	周知・広報
平成31年4月	条例施行